

一橋大学海外派遣留学制度
令和3（2021）年夏出発 派遣留学生募集要項

平成26年12月1日に発表された学長メッセージでは、「グローバル化の進む社会に柔軟に対応することができ、現代の社会に貢献し得る人材」の育成が教育目標として掲げられています。本学は、本学協定校をはじめとする世界トップレベルの大学での中長期の留学が、学生自身が明確な目的意識を持って、海外の大学における専門科目を履修し、高い水準の目標に向かって取り組む点で、人材育成に非常に効果的であると考えています。本学では、そのための留学制度として、一橋大学海外派遣留学制度及びグローバルリーダー育成海外留学制度を設けています。

派遣留学を希望する学生は、熟読の上応募してください。

(※) 令和3（2021）年夏出発留学について

新型コロナウイルス感染症の拡大により本学では、2020年夏出発の留学を中止とし、2021年冬出発の留学については、派遣先大学ごとに実施の可否を判断することとしています。現状を鑑み、2021年夏出発の留学についても同様の対応としますので、中止の判断について下記を確認の上応募してください。

記

2021年夏出発の留学については、それぞれの派遣先大学の学期開始時期の原則2か月程度前に、以下の基準により、派遣先大学ごとに実施の可否を判断することとします。

- (1) 派遣先国の所在地域における感染症危険情報レベルが「レベル1:十分注意してください」以下に引き下げられていること
- (2) 派遣先国・地域における入国制限の措置が解除されていること
- (3) 派遣先国で物理的に授業実施が決定されていること（オンライン環境下での実施は含まない）

派遣先大学ごとの判断時期については、別紙1を参照してください。

上記に従い留学中止となった場合には、当該期間の派遣留学内定を取り消しますが、次期以降の海外派遣留学制度への応募を可能とします。

以上

1. 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠・授業料徴収枠）

(1) 応募区分・資格

学部生にあつては(a)にて定められた条件を全て満たしている者、大学院生にあつては(b)に定められた条件を全て満たしている者。

ただし、応募時点で学部 4 年次に在籍しかつ大学院生として派遣留学を希望する場合は、(b)の大学院生として応募すること（なお、派遣留学に内定した場合は、大学院入学試験の合格発表後速やかに合格証明書を提出すること。また、大学院入学試験が不合格の場合には、派遣留学の内定を取り消すものとする）。

(a) 学部生

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、本学 3 年次または 4 年次に在籍予定の者（ただし、国費外国人留学生、公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生または非正規生は、本制度に応募することができない。また、派遣留学内定後において、2 年次から 3 年次へ進級できなかった学生は内定を取り消すものとする）。
- ② 過去に外国の大学に 1 年以上留学した経験のない者。
- ③ 過去に一橋大学海外派遣留学制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする）。
- ④ 派遣先大学で専門教育科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者。
 - ・ 派遣留学期間が 8 か月以上の場合、派遣先大学にて 4 科目以上を単位取得すること。
 - ・ 派遣留学期間が 7 か月以下の場合、派遣先大学にて 2 科目以上を単位取得すること。なお、ワークロードによらず、1 科目は 1 科目とみなすものとする。
- ⑤ 応募時において、「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」に定める語学要件（サブスコアを含む）を満たす者。
- ⑥ 入学から 2020 年度夏学期までの累積 GPA 値が以下の要件を満たす者。

2016 年度以前の入学者	GPA 値 2.7 以上
2017 年度の入学者	GPA 値 2.8 以上
2018 年度以降の入学者	GPA 値 2.9 以上

※5 年一貫教育システム参加者が学部 4 年時に派遣留学に出発してそのまま学部を卒業し、修士課程入学後帰国する場合は、学部生身分として派遣されるものとする。ただし、派遣先において履修した授業科目は本学の単位として認めない。

(b) 大学院生

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、一橋大学大学院に在籍または在籍予定の者（ただし、国費外国人留学生、公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生または非正規生は、本制度に応募することができない）。

- ② 過去に一橋大学海外派遣留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者(ただし、本学学部課程における派遣留学内定は含まない。また、本制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする)。
- ③ 派遣先大学で専門教育科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者。
- ・ 派遣留学期間が 8 か月以上の場合、派遣先大学にて 4 科目以上を単位取得すること。
 - ・ 派遣留学期間が 7 か月以下の場合、派遣先大学にて 2 科目以上を単位取得すること。
- なお、ワークロードによらず、1 科目は 1 科目とみなすものとする。
- ④ 応募時において、派遣先大学が定める出願要件(語学、成績等)を満たしている者。ただし英語の語学要件が定められている場合、以下の(1)または(2)のうち、いずれか高い方の語学要件を満たしていること。
- (1) 希望する派遣先大学が定める語学要件(サブスコアを含む)
- (2) TOEFL iBT 79 または IELTS 6.0 (派遣先大学がサブスコアを定めている場合は、サブスコアを含む)

(2) 派遣先大学・派遣留学期間

- ・ 「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」を参照すること。なお、所属により派遣対象外となる派遣先大学があるので、十分に確認すること。また、**新型コロナウイルス感染拡大の状況により募集対象の大学が変更する可能性があるため、随時確認すること。**令和 3 (2021) 年中に派遣先大学で留学を開始し、派遣留学期間及び渡航期間は 1 年以内とする。
- ・ 授業料徴収枠の派遣先大学に留学する場合は、派遣先大学と本学の両方の授業料等を支払うこととなるため、よく確認した上で応募すること。

(3) 奨学金(予定)

① 一橋大学海外派遣留学制度による支給対象者・支援内容等

応募区分	奨学金名	支給内容	備考
学部生	一橋大学海外留学奨学金 (一般社団法人如水会及び一般社団法人明治産業人材育成支援会の寄附による)	留学準備金	・ 往復航空券(復路変更が可能なもの)及び派遣留学期間の全てを補償する海外旅行傷害保険等の費用とし、派遣留学期間に応じて別表 3 に定める奨学金額を支給する。
		滞在費	・ 派遣先大学での授業期間中において、別表 4 に定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を支給する。 ・ 一橋大学海外留学奨学金に代替して、日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)奨学金より支給する場合がある。
大学院生	日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)奨学金	滞在費	・ 日本学生支援機構(JASSO)が定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を支給する。 ・ ただし、日本学生支援機構(JASSO)の採択結果及び支給条件等により、奨学金が支給されない場合があることを予め留意すること。

- ・ 一橋大学海外留学奨学金は、一般社団法人如水会および一般社団法人明治産業人材育成支援会からの寄付金により設立された奨学金である。奨学金受給者は、奨学金支援団体が指定する「留学生レポート」等を提出しなければならない。

② 愛知県所在の高等学校を卒業した学部生の特例

- ・ 愛知県所在の高等学校を卒業した学部生で、通年(1年間)に渡り派遣留学を行う者には、堀海外留学支援資金奨学金(堀誠氏の寄付金による)により、年間予算の範囲内で、成績等の上位者から優先的に滞在費として1人あたり別表5に定める奨学金を支給することがある(一橋大学海外派遣留学制度/グローバルリーダー育成海外留学制度、両制度合わせて年間5名程度を予定)。
- ・ 堀海外留学支援資金奨学金と一橋大学海外留学奨学金による滞在費または日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)奨学金その他の海外留学に向けた各種奨学金等との併給は認めない。
- ・ 堀海外留学支援資金奨学金は、堀誠氏からの寄付金により設立された奨学金である。奨学生として採用された者は、堀氏との留学前後の懇談会への出席、堀氏への留学前から帰国後における各種報告を行わなければならない。

(4) 選考方法

一橋大学派遣・受入留学生選考専門委員会が、提出書類(原則として成績証明書記載の成績を基準とする)により総合的に評価し、選考する。ただし、必要に応じて面接試験を行う場合がある。

2. 両制度共通事項（交換留学枠及び授業料徴収枠）

(1) 提出書類

全ての書類について、オンライン申請システムにて作成・アップロードすること。

提出書類	対象者	備考
① 希望派遣先大学申告票	全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式をオンライン申請システムにてアップロードすること。 ・ 申請できる派遣先大学は、応募資格に定める語学要件を満たしている大学から選択すること。 ・ 大学院生については、派遣先大学の定める出願要件（語学、成績等）を満たしている大学から選択すること。 ・ 派遣先大学で履修する専門科目によって語学要件が異なる場合は、語学要件を満たしている専門科目を選択することとし、希望する専門科目及びその語学要件を記載すること。 ・ 学部生については、申請できる大学数に制限を設けない。 ・ 大学院生については、申請できる大学数は1校のみとする。
② 語学能力を証明する書類	全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格に定める語学要件を満たす語学試験のスコアレポート等（2019年4月以降に受験した正式なものに限る）のスクランデータ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データをオンライン申請システムにてアップロードすること。なお、受験者名、試験日及び取得スコアが確認できるデータをアップロードすること。 ・ 大学院生については、希望派遣先大学の大学院生向け応募資格に定める語学要件を満たす語学試験のスコアレポート等のスクランデータ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データをアップロードすること。 ・ 派遣先大学で履修する専門科目によって語学要件が異なる場合は、希望する専門科目の語学要件を満たす語学試験のスコアレポート等のスクランデータ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データをアップロードすること。 ・ 特別な定めがない限り、全ての語学試験において、スコアレポート等のアップロードが間に合わない場合は、選考の対象としない。 <p>2020年11月下旬までに実施される英語以外の語学能力試験については、応募時に結果が出ていない場合でも、応募を認める。ただし、受験する試験の受験票の画像データ又は試験名及び試験日等を記載した申立書（任意様式）をアップロードすること。この場合、ウェブ等で結果が確認でき次第、試験結果照会のウェブページ画面を印刷したものを電子メールで提出し、追ってスコアレポート等のスクランデータ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データを電子メールで提出すること。なお、試験結果が応募資格に定める語学要件を満たしている場合に限り、応募を正式に受理する。</p>

提出書類	対象者	備考
③ 成績証明書	学部生	入学から 2020 年度夏学期までの成績を含む成績証明書（和文） ・ 【2020 年 11 月 24 日（火）までに】 西本館 1 階エントランスにある証明書自動発行機で発行し、提出すること。 ※万一入手できない場合は、提出期間前に教務課教務第五係まで相談すること。
	大学院生	・ 学部の成績証明書及び入学から 2020 年度夏学期までの成績を含む大学院の成績証明書（和文又は英文以外の場合には原本に和訳を添付すること。）
④ 派遣留学応募に際しての誓約書	全員	本学ウェブサイトに掲載の「派遣留学応募に際しての誓約書」を確認の上、オンライン申請システムの「9. 同意項目」をチェックすること。
⑤ 個人情報収集同意書	全員	・ 本学ウェブサイトに掲載の「個人情報収集同意書」を確認の上、オンライン申請システムの「9. 同意項目」をチェックすること。
⑥ 高等学校卒業証明書	右記参照	「堀海外留学支援資金奨学金」を希望する者のみ、卒業証明書のスキャンデータ又は画像データをアップロードすること。

<語学試験の中止に伴う代替措置について>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、TOEFLiBT をはじめとする語学試験の実施が中止されていることを受けて、申請期間までに語学試験の受験ができない場合の代替措置として、「TOEFLiBT Special Home Edition」及び「IELTS Indicator」のスコアの提出を認める。なお自宅でテスト環境を整備できないため上記語学試験の受験ができない場合は、教務課教務第五係まで相談すること。

(2) 応募方法

オンライン申請を行った上で、提出書類をシステム上でアップロードすること。なお、提出書類のうち「希望派遣先大学申告票」については、アップロード後の変更、差替え不可のため注意すること。応募書類に不備がない場合には、受付票を大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）に送付する。

申請期間	令和 2（2020）年 12 月 1 日（火）午前 9 時 ～12 月 3 日（木）午後 3 時
申請方法	オンライン申請システム（本学ウェブサイト http://international.hit-u.ac.jp にリンクを掲載）にて、申請情報の入力及び提出書類のアップロードを行うこと。

(3) 面接予定日

令和 2（2020）年 12 月 10 日（木）

(4) 選考結果（派遣留学内定者）の発表

令和 2（2020）年 12 月中旬予定

(5) 補足事項

- ① 「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」は、派遣先大学の事情により予告なく変更される場合があるので、留意すること。
- ② 「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」に定める「語学要件」は、本学での選考に用いる学部生向けの要件である。英語以外の語学要件については、派遣先大学への出願まで

に、派遣先大学が定める語学要件を満たす必要がある。なお、大学院生については、派遣先大学のウェブサイト等で大学院生向けの要件を必ず確認すること。

- ③ 複数の語学要件が記載されている場合は、特別な定めがない限り、いずれか1つの語学要件を満たしていればよく、全ての語学要件を満たしている必要はない。
- ④ TOEFL ITP (Institutional Testing Program) のスコアは、語学能力を証明する書類としては認めない。
- ⑤ 一橋大学海外派遣留学制度(交換留学枠)の選考に際し、英語と英語以外の語学要件(例:フランス語)が記載されている派遣先大学(例:パリ政治学院)で採用予定者数が2名以上となる場合は、1人目を最も評価点の高い者、2人目を英語以外の語学要件を満たしている者のうち最も評価点の高い者を採用し、3人目以降は言語によらず評価点の高い者から順に採用する。なお、英語以外の語学要件を満たしている者がいない場合は、評価点の高い者から順に採用する。
- ⑥ 派遣先大学の出願要件として、本学において特定の専門科目を履修し、その分野における十分な知識を有することを条件とする派遣先大学があるため、別表1及び別表2や、派遣先大学のウェブサイト等で十分確認の上、希望先を選択すること。
- ⑦ 派遣先大学の学年暦の途中からの入学を希望する場合は、留学期間や履修、入寮について、制限がある場合が多いため、派遣先大学のウェブサイト等をよく確認すること。
- ⑧ 交換留学生在が履修できる授業科目に制限を設けている派遣先大学があるため、ウェブサイト等で確認し、履修・研究計画を立てた上で応募すること。
- ⑨ 国・地域によっては留学時のビザ取得に際し、語学要件を定めている場合がある。応募資格に定める語学要件とは異なる場合があるので、詳細を確認した上で準備すること。
- ⑩ 出願までの期間が短いため、派遣先大学が定める出願要件(語学、成績等)をよく確認すること。

(6) 派遣留学に内定した場合の注意事項等

- ① 派遣留学期間中は、「派遣留学生」身分として本学に在籍することとなり、休学は認められない。また、派遣留学期間中は本学の授業料を納付しなくてはならない。
- ② 一橋大学海外派遣留学制度(交換留学枠)への合格(派遣留学内定)は、派遣先大学への入学を担保するものではない。教務課教務第五係の指示する所定の時期に、派遣先大学が求める出願書類を当該大学に提出し、先方にて審査・入学の可否が決定される。
- ③ 出願時に、派遣先大学が求める出願要件(語学、成績等)を満たせない場合には、派遣先大学への入学は許可されない。
- ④ 派遣先大学からの入学許可をもって、派遣留学生としての身分を決定する。入学許可を取得できない場合には、派遣留学内定を取り消す。
- ⑤ 健康管理は自らの責任において行うこと。派遣留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、下記に定める基準以上の海外旅行傷害保険に加入しなければならない。

項目	補償基準
治療・救援費用	3,000 万円
傷害死亡	3,000 万円

項目	補償基準
傷害後遺障害	3,000 万円
疾病死亡	1,000 万円
賠償責任	1 億円

- ⑥ 派遣留学生は、留学先国における日常的なリスクに対応するために、本学が指定する海外用携帯電話レンタルサービスに加入すること。
- ⑦ 派遣留学内定者は、本学が実施する下記のオリエンテーションに必ず出席しなければならない。また、相当な理由なく、遅刻・早退・欠席した場合は、派遣留学内定を取り消す。詳細については、別途教務課教務第五係より通知する。

	夏出発
事務手続きオリエンテーション	令和 3 (2021) 年 4 月頃
異文化・危機管理オリエンテーション	令和 3 (2021) 年 6 月頃

- ⑧ 派遣先国及び派遣期間等によっては、派遣留学に係る所要経費が奨学金額を超える場合があるが、その場合の超過分は自己負担とする。
- ⑨ 奨学金支給期間および支援内容と他団体等による奨学金支援期間および支援内容が重複する場合は、必要に応じて、奨学金額の減額を行う場合がある。
- ⑩ 派遣留学生が次の各号に該当すると認められた場合には、奨学金の給付を停止又は中止することがある。
- 一 休学、退学又は除籍になったとき。
 - 二 留学を取りやめたとき。
 - 三 学業成績が不良となったとき。
 - 四 処分を受けたとき。
 - 五 その他奨学生として適当でない事実があったとき。
- ⑪ 派遣留学生は、派遣留学先大学での本学の PR 活動や、帰国後の本学及び奨学金支給団体等への留学報告等を行わなければならない。また、正当な理由なく、留学報告等を行わない者には支給した奨学金の返還を含め、厳正に対処する。
- ⑫ 内定決定後、派遣留学先大学への渡航前までに、「自己推薦書」「留学計画書」を教務課教務第五係まで提出すること。

(7) 令和3(2021)年夏出発募集<第2回>について

下記の日程のとおり第2回募集を実施する予定である。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、募集スケジュール等を変更する可能性がある。

提出期間 : 令和3(2021)年2月上旬(予定)

選考結果の発表 : 令和3(2021)年2月中旬(予定)

令和2(2020)年11月
派遣・受入留学生選考専門委員会
学務部教務課